部落解放研究所おしらせ

究

部

落

解

放

研

所

な

6

世

部

別

슾

議

告

第 七 口

研究員

会議

運 動 部 議 報

告

加

意見具申』の積極面をどのように具体化し した。 の政策的な課題について提起をして頂きま いろいろな分野で奮闘されている方に当面 ていくか」ということで話し合いました。 昨日の部門会議のテーマは、「『地対協

啓発・運動部門の報告をさせて 頂きま

は、この意見具申の積極面を具体化してい 起をして頂きました。最初に指摘された点 の「同和」対策部長の山田さんの方から提 先ず、行政の課題につきまして、豊中市

うものを求めていく、ということが指摘さ う点です。特に、啓発事業を進めていくの く為に、国に対する要求を強めていくとい 法がとられていたわけですけれども、それ の中で、従来、研修会あるいは映画会とい れました。それから、二つ目に啓発の方法 に制度的な、あるいは財政的な裏づけとい ば、ビデオを製作してそれを貸し出しする 作っていく必要があるのではないか。例え でもできるような機会というものをもっと と合わせて個人が学習しようと思えばいつ った人を集団的に集めて研修するという方

> れました。 など条件を整える必要があることが指摘さ

構づくりという観点から「人権啓発室」と ら、しかも統一的に推進していくための機 おり、各々の独自性を更に発展 させなが 研修、同対室、社会教育等)にまたがって 機能というのは、様々な分野(広報、職員 ていく必要がある。行政がもっている啓発 していくための行政組織のあり方を検討し う提起がありました。 いうものを位置付けてやる必要があるとい 啓発の実施主体についても、啓発を推進

島上高校校長)から問題提起をいただきま した。啓発の方向という点で、部落問題を 「社会教育の課題」と題して繁内先生(179

うために宣伝を活発にすること、放映の時することを指摘されました。更に見てもら

ず指摘されました。傾向に注意せねばならないということがま傾向に注意せねばならないということがま

ていくのかということが指摘されました。
政の指導性というものをどのように統一し
指摘されました。特に、住民の自発性と行
指摘されました。特に、住民の自発性と行

んでいるかのような、いわば人権協を隠れんでいるかのような、いわば人権協の豪谷さんから提起を受けました。二局体制の強化の必要が指摘されました。二局体制の強化の必要が指摘されました。二局体制の強化の必要が指摘されました。二局体制の強化の必要が指摘されました。二局体制の強化の必要が指摘されました。二局体制の強化の必要が指摘されました。二局体制の強化の必要が指摘されました。二局体制の強化の必要が指摘されました。大権協の予算としてくまれている所とがある。 が、基本的には人権協の予算は一般予算の中に位置付けていくべきではないからいる所と、があるが、基本的には人権協の予算は一般予算のが、基本的には人権協の予算として場合に、人権協のでいるがのような、いわば人権協を隠れれている。

調査の問題です。
「宗教者の課題」として、研究所の宗教
部会幹事の松根さんから宗教者が今、確認
なども指摘されました。もうひとつは身元
ととを指摘されました。もうひとつは身元

市年三月に浄土真宗本願寺派が行った身で服していくことが指摘されました。
 一間を下げることは明らかであり、宗教教団は社が身元調査をする際の重要な情報源になっていることは明らかであり、宗教教団なっていることは明らかであり、宗教教団なっていることは明らかであり、宗教教団ないても身元調査をなくしていく取り組みを更に強化していく必要があることが指摘されました。

大阪同企連相談役の企業の課題として、大阪同企連相談役の企業の課題として、大阪同企連相談役の企業の課題として、大阪同企連相談役の企業の課題として、大阪同企連相談役の企業の課題として、大阪同企連相談役の企業の課題として、大阪同企連相談役の企業の課題として、大阪同企連相談役の企業の課題として、大阪同企連相談役の企業の課題として、大阪同企連相談役の企業の課題として、大阪同企連相談役の企業の課題として、大阪同企連相談役の

必要のあることが指摘されました。題を位置づけ担当する人を位置づけていくい。そのために、各々の団体の中に部落問みのにするようなことはあって は なら な

本の啓発が指摘されている点は重要だが、体の啓発が指摘されている点は重要だが、体の啓発が指摘されている点は重要だが、体の啓発が指摘されている点は重要だが、体の啓発が指摘されている点は重要だが、体の啓発が指摘されていく必要がある。更した。次に、企業内の同和問題研修推進委の位置づけについては、極めて 曖昧 であり、この推進委が積極的に職場内の研修を進めることを明確にし、しかも伸び伸びとやれる条件をつくっていく必要がある。更やれる条件をつくっていく必要がある。更やれる条件をつくっていく必要がある。更やれる条件をつくっていく必要がある。要がある。教材の研究についてもカリキュ要がある。教材の研究についてもカリキューで、啓発の評価として、を発の評価として、を発の評価として、を発の評価として、を発の評価として、を発の評価といるには、事業主団を対した。

ある。研修の内容では、隣接した部落との
ある。研修の内容では、隣接した部落
として、労働組合の中に人権問題、部落間
ある差別意識を克服していくことがまず指
ある差別意識を克服していくことがまず指
ある差別意識を克服していくことがまず指
ある差別意識を克服していくよがまず
まずれました。次に労働組合の体制の問題
として、労働組合の課題として、部落解放共
題の事務局次長の藤原さんの方から、部落
解放共闘に入っているということで差別事
がある。研修の内容では、隣接した部落との
ある。研修の内容では、隣接した部落との
ある。研修の内容では、隣接した部落との
の本語は、
の本語

事であることが指摘されました。

本や大衆運動の活動家と交流することが大者や大衆運動の活動家と交流することが労働く、部落に足を運び、目で見、部落の労働

労働組合と部落解放運動の課題という点で狭山差別裁判糾弾闘争を労働組合としてむれ、特に「雑木林の保全」の必要性が提起れ、特に「雑木林の保全」の必要性が提起れ、特に「雑木林の保全」の必要性が提起れ、特に「雑木林の保全」の必要性が提起れ、ちなに、 マ、今日、労働者がもたされされました。 マ・カー でいる意識の中に①ねたみ意識、②部落はるが、これをどのように変えていくのかがるが、これをどのように変えていくのかがるが、これをどのように変えていくのかがるが、これをどのように変えている。

で部落差別の現実を感覚的にも把えて取材で部落差別の現実を感覚的にも把えて取材の問題、中央局への持ち込み、広告代理店の問題、中央局への持ち込み、広告代理店の問題、中央局への持ち込み、広告代理店の問題、中央局への持ち込み、広告代理店の問題、中央局への持ち込み、広告代理店の問題、中央局への持ち込み、広告代理店の問題としてはマスコミ部会長のか対象を絞ること、実際に部落としてはマスコミ部会長のおきない。

が指摘されました。また、マスコミ、企業動の展開、映画教育の理論の研究の必要性間帯をよくする努力、第二次使用―上映運

The state of the s

指摘されました。 の姿勢と組織的な保障が重要であることがにおける啓発活動の強化において、トップ

人権・行政部門会議報告

荻

田

部落解放基本法を中心に論議を行いました。森井先生から提起された差別規制法とた。森井先生から提起された差別規制法とた。森井先生から提起された差別規制法とた。森井先生から提起された差別規制法とか、限定しないとか。更の大はがひとり歩きし国家権力が全面に出る危険性があります。取り締るべき事項をる危険性があります。取り締るべき事項をる危険性があります。基本法と規制法を独立した法律にすることで、基本法と規制法を独立した法律にすることで、基本法と規制法を対した法律にすることで、基本法と規制法を中心に論議を行いました。

するということで整合性がとれますが、あば、あらゆる差別を対象にし、人権を確保について、人権確保基本法が制 定 され れ次に、人権確保基本法と部落解放基本法

基本法にしぼり要綱をまとめました。はなりませんが、現状においては部落解放ばなりませんが、現状においては部落解放非常に困難であります。将来的には、人権非常に困難であります。将来のには、人権の必差別とした場合、内容によって要求らゆる差別とした場合、内容によって要求らゆる差別とした場合、内容によって要求らゆる差別とした場合、内容によって要求

についても「特措法」がありますが、国の 度間に対して、啓発法の是否についての業 質問に対して、啓発法の是否についての業 がで・整発が行われていますが、具体的問 い、行政が立ち入り検査をおこなおうとし に、行政が立ち入り検査をおこなおうとし でも、業者側が居直り指導もできないよう でも、業者側が居直り指導もできないよう に、行政が立ち入り検査をおこなおうとし でも、業者側が居直り指導もできないよう に、行政が立ち入り検査をおこなおうとし でも、業者側が居直り指導もできないよう に、行政が立ち入り検査をおこなおうとし でも、業者側が居直り指導もできないよう についても「特措法」がありますが、国の

下方がよいのです。 を発生とらせることをもり込む必要があた方がよいのです。 を発生ということでもり込むことは非常に での、「特措法」強化改正の時に議論しましたが、 を発事業ということでもり込むことは非常に は可能ですが、事業に限定されてしまいます。 を発には幅広い措置が必要とされ、事業法で限定するのではなく、 を発には幅広い措置が必要とされ、 ないが、 を発には幅広い措置が必要とされ、 ない措置をとらせることをもり込むとという。 ということでもり込むことは非常に は可能ですが、 事業に限定されてしまいます。 を発には幅広い措置が必要とされ、 事業法で限定するのではなく、 を発法で幅広

規制法の関係で、法律が運動の足引っぱりをしないよう、大阪の「興信所・探偵社りをしないよう、大阪の「興信所・探偵社に表別を対しているとともに法ができたからすべてをじてめるとともに法ができたからすべてを権力にまかせるというのではなく、我々の運動の力で更に規制法の中味を充実していく取り組みが必要です。

に保障するものであり、全府民が糾弾の側して、全解連は「解放同盟に糾弾権を法的大阪の「興信所・探偵社規制条例」に対

でもプライバシーの保護は可能です。れるのは業者です。裁判の際の証人の場合れるのは業者です。裁判の際の証人の場合にさらされるものである」とキャンペーン

見がでましたが、決してそうではありませ で規制の範囲にはいるのかどうかという意 啓発や事業を行っていく上で必要なものま を明らかにしないこととなっていますが、 場合はじめて告訴し、罰則をうけるのです 例が制定されるので、行政指導を拒否した 更に注意すべき点は、条例ができたとして 要なものは、規制の対象ではありません。 判決が出されてから行政指導を行うという が、行政がそれをしないで即裁判に訴えて いうことです。行政指導を重視し、この条 も「あとおい行政」になる危険性があると ん。部落解放を行おうとする観点からの必 え、取り組まなければなりません。 うならないよう積極的に条例の主旨をおさ 「あとおい行政」の危険性があるので、そ もう一つの問題として、同和地区の所在

めている、それは結果に対して後をおうとうのも不充分であるという見方が大勢をし国際的な人権潮流からみると、規制とい

発や教育に積極的に取り組む方向です。発や教育に積極的に取り組む方向です。という形になっていまず。差別事件に対しないまず規制し、その上で将来は「規制など必要としない」規制しなくても差別事件に対しな必要としない」規制しなくても差別事件とおこさないような、人権意識を高める啓をおこさないような、人権意識を高める啓わ教育に積極的に取り組む方向です。

解放同盟は、一九六七年部落解放対策特別措置法草案を発表していますが、この草案の内容は宣言法と事業法が中心になって まり、今日時点でこの研究も進めていか でおり、今日時点でこの研究も進めていか はければなりません。

最後に、基本法制定の方向で今後とも研 をさせていき、「地対法」以後の法のあり をさせていき、「地対法」以後の法のあり あり、検討委員会の案についてもより前進 をさせていき、「地対法」以後の法のあり がする。

教育・地域部門会議報告

前川実

先ず教育検討委各部会の討議の経過ですが、総論、大学部会では、全体的な総括をが、総論、大学部会では、全体的な総括をいただき討議し、「中間報告」の形報告といただき討議し、「中間報告」の形報告」になり、大学における同和教育の現報告」になり、大学における同和教育の現場・「なり、大学における同和教育の現場・「なり、大学における同和教育の現場・「なり、大学における同和教育の現場・「大学のまとめとなりました。」

のかかわりについて論議し、「中間報告」次に保育部会では、学力と就学前教育と

181

にまとめました。今後は、子どもの発達と 大人のかかわりについて、第一に保育所に 表ける保母と乳幼児のかかわりが教育的な にで組織されているのかどうか、第二に 家庭での親のかかわり方、この中で地域に 家庭での親のかかわり方、この中で地域に おける子育てを運動の課題として組織して いくのかという論議を深めてい く 予 定 で いくのかという論議を深めてい く 予 定 で す。特に理論的な問題としては従来のピア ジェ理論(発達心理学)の再検討、という ジェ理論(発達心理学)の再検討、という ジュ理論(発達心理学)の再検討、という

小・中学校部会においては、教育現場に小・中学校部会においては、教育現場に かくみの連携、子ども会活動をどう高めて ものとして、①学校のとりくみと地域のと りくみの連携、子ども会活動をどう高めて いくのか、②小・中、中・高の連携、小・ 中・高の一貫性のある教育の体制と中身づ 中・高の一貫性のある教育の体制と中身づ

ことが検討されています。 にとが検討されています。 でとが検討されています。 する学力総合実態調査を来年度に実施するする学力総合実態調査を来年度に実施するが、連携の必要性があり教育指導の手だてが、連携の必要性があり教育指導の手だています。

高校奨学生部会においては、高校卒業後の進路の問題、高校中退者の問題、近畿統一応募用紙改訂問題、高校教育制度上の様々な問題点についての論議が行なわれてきました。とりわけ、高校における同和教育ました。とりわけ、高校における同和教育ました。とりわけ、高校における同和教育のあり方を含めた形で子どもたちの進路保のあり方を含めた形で子どもたちの進路保いるの方を含めた形で子どもたちの進路にあり方を含めた形で子どもたちの進路にあり方を含めた形で子どもたちの進路にあり方を含めた形で子どもたりに、高校卒業後の進いの道路がある。

タイル、青少年会館事業のあり方、社会同の要素の強い低学年部活動と、子どもたち的要素の強い低学年部活動と、子どもたち的要素の強い低学年部活動と、子どもたち的要素の強い低学年部活動と、子どもたちがいる。

ますので、

との企画について意見をいた

和教育指導員制度のあり方が論議されてい

目的とし、部落解放の人材づくりがどこま 性と、高い知的能力を身につけた、自己の めていくという提起がなされました。 を育てるということで教育の課題を受けと の自覚の問題等を分析し、地域から子ども 動、特に指導者集団の理論的向上、親たち に、解放の自覚を高めるための子ども会活 のなさがあげられ、これらを克服するため の自覚の弱さ、②「学力」の低さ、③規律 た。その中で、最も弱い点として、①解放 への結集状況、地元集中受験、親の意識変 観点から進路状況、子ども会、高友、大友 で進んだか、どれだけの人材が育ったかの 社会的立場を自覚した、自立した人間」を 美男氏から報告をうけました。「豊かな感 出地域の解放教育計画」について、山中多 続いて、第二の柱にかかわって、 などの現状認識と分析がなされまし 「日之

て、一部には「戦前への回帰」という意見う点について、臨教審のめざすものについは教育臨調の動きをどう把えるのか、とい討論の中で明らかになったのは、一つに

育てる」「つめこみ教育でなく、 もあるが、単なる「戦前への回帰」ではな 克服していくかという観点をもち、きっち 問題点、弱さを指摘する形ででてきている が前面に出されています。それらが現状の 時代に適応する教育をどうつくっていくか われていた人の意見をとり入れて、新しい ある人間をどうつくるか」など進歩的とい 部省の国家統制をはずす、「豊かな個性を こと。「教育の自由化」の論議の中で、文 る教育(制度)について、諸外国から大き を変革する課題も提起されました。今、戦 取りされている現状も紹介され、教育現場 国の教育現場では「自由化、多様化」が先 の池田中執からは、臨教審がでる前から全 りとした具体的な対応が必要です。日教組 以上、私たちの側も現状の不充分点をどう 論しているが、両者は考え方の相異ではな 自由化」に対して、第三部会や文部省も反 か。臨教審の中では、第一部会の「教育の って臨教審をとらえていくべきではない な注目を集めています。そういう観点にた 後日本の経済発展をもたらした原動力であ もっと大きな展望をもったものである 独創性の

く、ただ単になわばりあらそいをしているく、ただ単になわばりあらそいをか、第一部くりとかえていてうとしているが、第一部会が「一つでいっという言葉を「個性化」という言葉にかえますといえば、第三部会も納得したわけです。

う意見がだされました。
す意見がだされました。
を言見がだされました。
を言見がだされました。
を言見がだされました。
を言見がだされました。
を言見がだされました。
を言見がだされました。
を言見がだされました。
を言見がだされました。
を言見がだされました。

ていることを申し添えておきたいと思いまたいることを申し添えておきたいといいまった。 3月末に最終報告をふまえた討論くみは、3月末に最終報告をふまえた討論くみは、3月末に最終報告をふまえた討論くみは、3月末に最終報告をふまえた討論を決ける。

歷史理論部門会議報告

す。

渡辺俊雄

四巻まで刊行しました。さらに、伝承部会 括と来年度の課題ということで議論しまし 思います。こうした例会活動の成果は、 各部会とも例会活動が活発になって きた 適宜に部会をもっています。このように、 組むなど、活発になってきました。理論部 も、大阪府下の民俗伝承調査の映像化に取 会をもってきましたし、解放教育史部会は 本です。前近代、近現代の部会は合同の例 四五号は、歴史・理論部門の特集になって 会についても理論的課題を検討するために た。いうまでもなく、部会活動は例会が基 してきましたが、今年七月に刊行予定の第 『部落解放研究』に日常的に反映させ発表 『大阪同和教育資料集』の編纂を進め、第 昨夜の部門別会議では、まず今年度の総 さらに活発化定例化させていきたいと

> 思います。 だきました。ぜひ充実したものにしたいと

していきたいと思います。 役割が重複しないように整理しながら協力 について協力し、それぞれの活動の分野や について協力し、それぞれの活動の分野や はがオープンしますが、その具体的な内容

さらに、部落解放研究所・研究会の活動やえず紀要に各地の研究所・研究会のパイプ役を果たして地の研究所をつうじて、それぞれの研究所に生体的には研究所の活動が各地の研究所に生体的には研究所の活動が各地の研究所に生めされ、各地域の研究所の活動が各地の研究所に生めされていくような役割をはたしてもらもどされていくような役割をはたしてもらいたいということでした。すぐできる課題いたいというとでした。すぐできる課題がおいたいというともありますが、とりあるされば難しいこともありますが、とりあるさいというには、大阪にあるもけですが、同時に、中央の研究所・研究会の活動やえず紀要に各地の研究所・研究会の活動やえず紀要に各地の研究所・研究会の活動やえず紀要に各地の研究所・研究会の活動や

うけて、討論を行いました。つけて、討論を行いました。から充実させていきたいと考えています。から充実させていきたいと考えています。から充実させていきなががら充実させていきなががら充実させています。ど、皆さんの御期待に答えられるようとれ研究成果を紹介する欄を定期的に設けるな

大質さんの報告の骨子は、まず明治維新は、ブルジョア革命であり、身分と職業がは、ブルジョア革命であり、身分と職業がかつくられますが、これは身分と職業が分がつくられますが、これは身分と職業が分がつくられますが、これは身分と職業が分がつくられますが、これは身分と職業が分がつくられますが、これは身分と職業が分がつくられますが、これは身分と職業が分がったもので、「近代的身分」ないしは、日本国憲法でいう「社会的身分を区別せず、封建身分と明治以降の身分を区別せず、封建的とか、絶対主義的なものとして理解をするところに、まちがいがおきてくるというわけです。

前にあった封建身分とは違います。また明身分がはっきりはなれている点で、それ以華族も明治二年にできたものは、職業と

とろから、あやまった議論が出てきます。 を形式や形態だけをみて、中味をみないと の上部構造として機能していました。それ ば、帝国主義的な、反動的な日本資本主義 し、それが客観的に果たした役割はといえ 中味は近代的、ブルジョア的なものです て登場してきます。明治憲法や教育勅語に 圧し、反動的な国家権力を支えるものとし 治十七年にできる華族は自由民権運動を弾 しても絶対主義的なものといわれますが、

義的な反動とかかわって利用されてきたと 的なものとして残ったのではなく、帝国主 ているのが実際には残っていくのは、封建 いうのが報告の主な内容でした。 いへん大事なことで、法制的にはなくなっ

部落差別を見るにも、こうした観点はた

の特質であると整理され、部落差別につい 役負担の三つが結びついたものが封建身分 て考えてみても、明治には斃牛馬の勝手処 しました。寺木さんからは、身分・職業・ に見るかという点で、時間をとって論議を ましたが、まず明治以降の部落をどのよう 部門別会議はひきつづいて討論にうつり 「解放令」という過程をへて、 封建身

> 部落問題は、封建的な残りものではなく、 すが、ただ当面の共通した認識としては、 部会でさらに、追求していきたいと思いま 論については、今後とも、歴史部会、理論 はないかという意見が出されました。身分 の部落もひとつの身分といっても良いので なく社会的な面からとらえれば、明治以降 分は解体したといえる、法制的な面だけで のではないかということでした。 会問題として考えるという点で確認できる 明治以降おこってきた近代社会における社

発展と部落問題のかかわりを具体的に明ら 者としては、日本の明治以降の資本主義の 視点を示してきたものであり、歴史の研究 業についてです。大賀さんの報告は分析の 部落問題を具体的に論証していくという作 きましたが、こうした実証的研究をふまえ でも意識的にとりあげて報告をお願いして に発表されてきていますし、近現代史部会 ていく研究は各地の研究所・研究会の紀要 にこうした視点からの具体的な論証を行っ かにしなければならないと思います。すで 二つ目の論点は、資本主義の問題として 国民的融合論との論争に結着をつける

ことが今後の課題となるでしょう。

るようなものとしてとらえるのはまちがい 代社会が発展するにつれてしだいに解消す 問題は反独占の課題である」と述べて、 研究』(第八二輯)でも、河村氏は「部落 れられていますが、 などの融合論内部の論議、動揺についてふ さんから別の稿で杉之原寿一氏、河村望氏 ついてです。この点についてはすでに大質 つあるといえます。 理論の批判でして、我々の理論に近づきつ るといってます。これは、明確な北原・榊 るということを含めて部落解放の課題であ るのはおかしい、独占の支配を「廃絶」す 消するというふうに、部落問題を特殊視す であり、他の差別は残っても部落差別は解 三つ目に、最近の国民的融合論の動向に 一番新しい『部落問題 近

実の社会の中で、身分と階級をそのように を区別し、特殊化しています。しかし、現 級を切りはなし、部落差別とその他の差別 ている長谷川善計氏の論文では、 すっきりとわけることができるのでしょう しかし『部落問題研究』の同じ号にのっ こうした 意見は、 金はあるが差別はい 身分と階

やだという部落の上層意識を反映している といえます。

なると思います。 が、これからの国民的融合論との論争では いを明らかにしながら批判して い く こ と つの流れの違いに注目し、 うに大きく三つの流れがあります。この三 ③河村望氏や中川信義氏の意見、というよ 鉄男氏)②長谷川善計氏や近年の馬原氏、 大事ですし、一致点を拡大していくことに も、①北原泰作・榊利夫理論(従来の馬原 このように、同じ国民的融合論といって 相互の意見の違

させていただきます。 簡単ですが、以上で報告のまとめにかえ